

大規模氾濫に対する 富士川流域の減災に係る取組方針

平成28年8月29日 策定

(平成29年4月25日 改訂)

(平成30年4月24日 改訂)

(平成31年4月25日 改訂)

(令和2年9月1日 改訂)

(令和3年6月21日 改訂)

令和8年5月21日 改訂

富士川流域における大規模氾濫減災対策協議会

北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、
甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、早川町、南部町、富士宮市、富士市、静
岡市、山梨県防災危機管理課、治水課、砂防課、静岡県交通基盤部河川砂防局、富
士土木事務所、静岡土木事務所、気象庁甲府地方气象台、静岡地方气象台、東日本
旅客鉄道株式会社 八王子支社、日本貨物鉄道株式会社、国土交通省関東地方整
備局甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、中部地方整備局富士砂防事務所

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第 1 版	平成 28 年 8 月 29 日	初版作成
第 2 版	平成 29 年 4 月 25 日	2. 本協議会の構成員 北杜市、早川町の追加 6. 概ね 5 年で実施する取組 取組機関数の修正
第 3 版	平成 30 年 4 月 24 日	4. 現状の取組状況 現状と課題へ追記 6. 概ね 5 年で実施する取組 取組項目の変更
第 4 版	平成 31 年 4 月 25 日	1. はじめに 背景の追記 6. 概ね 5 年で実施する取組 取組項目の再編成
第 5 版	令和 2 年 9 月 1 日	2. 本協議会の構成員 東日本旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社の追加
第 6 版	令和 3 年 6 月 21 日	1. はじめに 背景の追記 3. 富士川の概要と水害リスク 過去の被害を追加 4. 現状の取組状況 近年出水等を踏まえて現状、 課題を追記 5. 減災のための目標 期間の表記 6. 概ね 5 年で実施する取組 再編成した取組項目 の追加 7. フォローアップ 方針の修正
第 7 版	令和 8 年 5 月 21 日	資料名の変更 1. はじめに 背景の追記 4. 現状の取組状況 現状、課題を更新 5. 減災のための目標 目標の見直し 6. 概ね 5 年で実施する取組 再編成した取組項目 の追加

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のあり方について～社会意識の改革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、委員会の答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての国河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村(109 水系、730 市町村)において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

富士川流域においては、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として取組を行うこととし、地域住民の安全安心を担う沿川の韭崎市、甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、市川三郷町、富士川町、甲州市、山梨市、笛吹市、甲府市、身延町、南部町、富士宮市、富士市、静岡市、山梨県、静岡県、気象庁、国土交通省で構成される「富士川流域における減災対策協議会」(以下「本協議会」という。)を平成 28 年 4 月 27 日に設立した。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、直ちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開するべきであると提言された。

このことから、富士川流域においても平成 29 年 4 月 25 日に北杜市、早川町が構成員として加わった。

さらに、同年 6 月 20 日には、両答申において実施すべきとされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(以下、「緊急行動計画」という。)としてとりまとめられた。

本協議会では、富士川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、以下の水害リスクを抽出した。

- 天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- 天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- 急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- 大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある
- 甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- 中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、ブロック毎の対応が必要
- 下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

この水害リスクに対し、本協議会においては、『土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、第 1 期の開始年度である平成 28 年度から令和 2 年度までに各構成員が連携して取組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、以下のような取組をとりまとめた。

- ハード対策として、洪水を河川内で安全に流す対策として堤防・護岸整備などの実施、避難行動等に資する水位計等の整備、水防活動を迅速に行うための河川防災ステーションの整備、防災行政無線の改良など
- ソフト対策として、円滑かつ迅速な避難行動等に資するためのチェックリストやタイムラインの作成及び訓練の実施、広域避難計画の策定と支援システムの更新、水防団（消防団）等との重要水防箇所との共同点検、要配慮者利用施設等と連携した避難計画の作成及び訓練の促進、排水ポンプ車等の運用・配置シミュレーション訓練、排水機能を確保するための霞堤の保全など

平成 30 年 7 月豪雨災害では日本付近に停滞する梅雨前線と南海上に発生した台風第 7 号によって、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的豪雨が発生した。その結果、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、都市中心部での電気や上下水道等のライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

これを踏まえ、平成 30 年 12 月に大規模広域豪雨に対する対応について、基本的な考え方を示すとともに、緊急的に実施すべき対策を具体的に提示した「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。

この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、平成 31 年 1 月に緊急行動計画が改定され、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実が図られた。

令和元年台風第 19 号等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年 12 月 12 日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」が定められたことから、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、基本方針で定めた施策の検討を、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者との間において、計画的に推進することを目的として、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく協議会を設立した。

令和元年東日本台風をはじめ、平成 30 年 7 月豪雨や平成 29 年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

国土交通大臣の諮問機関である、社会資本整備審議会より、令和 2 年 7 月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について 答申」がとりまとめられた。答申では、流域全体で治水対策を行う「流域治水」へ転換すべきであると提言された。

今後の水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含め一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要となる。このことを踏まえ、全国の各一級水系において、流域治水協議会を設置のうえ、流域全体で緊急的に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として、策定・公表し、流域治水を計画的に推進することとなった。

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対し、外力の増大に対する整備のスピードを考えると、従来の管理者主体の河川区域を中心としたハード整備だけでは、計画的に治水安全度を向上させていくことは容易でない。このため、従来の管理者主体の事前防災対策を加速させると同時に、降雨が河川に流出し、さらに河川から氾濫する、という水の流れを一つのシステムとして捉えられるよう、集水域と河川、氾濫域を含む流域全体で、かつ、これまで関わってこなかった流域の関係者まで含め流域全員参加で被害を軽減させていくことが必要である。

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」のとりまとめ(令和2年7月6日)を踏まえ、富士川流域においても、流域治水を計画的に推進するため「富士川流域治水協議会」を令和2年9月9日に設置した。令和2年度末には富士川水系流域治水プロジェクトを策定・公表している。

このような情勢等を踏まえ、第2期の開始年度である令和3年度からは、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映するとともに、構成機関として東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を新たに加え、令和7年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、新たな「富士川流域の減災に係る取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめた。

令和6年3月には、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が低下することを踏まえ、「富士川流域治水プロジェクト2.0」に更新し、気候変動のスピードに対応するため、流域治水の取組を加速化・深化させ、あらゆる関係者による様々な手法を活用して対策の一層の充実を図ることとし、令和7年3月には富士川水系河川整備基本方針、令和7年11月には富士川水系河川整備計画の変更を実施した。

これまで大規模氾濫減災協議会は、平成28年から2期10年間にわたり取組を推進してきた。一方で、流域治水プロジェクトの取組項目と減災対策協議会の取組項目には一部重複が見られ、各協議会の役割分担をより明確にすることが重要であると考えられる。このため、第3期の大規模氾濫減災対策協議会では、避難・水防活動等のソフト対策に重点を置いた取組を対象として取組方針を再整理し、改訂することとした。

今後、本協議会においては、本取組方針に基づき、関係機関が連携し「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を進めるものとする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
北杜市	市 長
韮崎市	市 長
甲斐市	市 長
南アルプス市	市 長
昭和町	町 長
中央市	市 長
市川三郷町	町 長
富士川町	町 長
甲州市	市 長
山梨市	市 長
笛吹市	市 長
甲府市	市 長
身延町	町 長
早川町	町 長
南部町	町 長
富士宮市	市 長
富士市	市 長
静岡市	市 長
山梨県	
県土整備部	技 監
防災局	次 長
治水課	課 長
砂防課	課 長
静岡県	
交通基盤部河川砂防局	局 長
富士土木事務所	事務所長
静岡土木事務所	事務所長
気象庁	
甲府地方気象台	台 長
静岡地方気象台	台 長
東日本旅客鉄道株式会社	執行役員 八王子支社長
八王子支社	

構成機関	構成員
日本貨物鉄道株式会社 安全推進部	部長
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	事務所長
富士川砂防事務所	事務所長
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	事務所長

3. 富士川の概要と水害リスク

(1) 地形的特徴

富士川は、以下の地形的特徴を有している。

- ①富士川は、糸魚川・静岡構造線が縦断し土砂生産量が多く、出水時の土砂流出が多いことから、流れが集まる甲府盆地では土砂が堆積し、天井川となっている
- ②平均河床勾配が 1/240 と典型的な急流河川である
- ③甲府盆地は、お椀の底のような低平地形となっている
- ④中流部は、山間を蛇行して流下する
- ⑤下流部には、加島平野が広がっている

(2) 過去の被害状況と河川改修状況

過去の洪水被害としては、富士川では清水端地点における戦後最大流量 6,800m³/s(推定)を記録した昭和 57 年 8 月洪水で死者 7 名、家屋浸水 1,155 戸、笛吹川では昭和 34 年 8 月洪水で死者・行方不明 90 名、家屋浸水 14,495 戸の甚大な被害が発生している。

※出典：昭和 34 年洪水(高水速報)、昭和 57 年洪水(水害統計)

近年では、平成 3 年 9 月洪水に富士川中流部において内水氾濫による被害、平成 15 年、平成 23 年には堤防に達する河岸侵食が発生している。

これらの被害を受け、平成 18 年には「富士川水系河川整備計画」が策定され、浸水防止対策(築堤)、河岸侵食対策(護岸整備)、広域防災対策(防災ステーション)等が進められている。

平成 31 年度(令和元年度)には、10 月 11 日～13 日の台風 19 号(令和元年東日本台風)により、釜無川の 4 箇所、笛吹川の 7 箇所、富士川の 6 箇所で河岸浸食や堤防護岸の損傷が発生、富士川の富士市北松野地先では、観測所のケーブルが切断する被害が起こった。

(3) 富士川流域の社会経済等の状況

富士川流域の人口や資産は、甲府盆地周辺や加島平野に集中している。

また、交通網は首都圏と中部圏の産業を結ぶ動脈として整備が進められ、甲府盆地には JR 中央本線、中央自動車道、国道 20 号等が、加島平野には JR 東海道新幹線及び東海道本線、東名高速道路、国道 1 号等が整備されている。更に、防災拠点となる市役所をはじめ消防署も多数あり、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下が懸念される。

(4) 水害リスク

富士川流域で想定される水害リスクは、以下のとおりである。

- ①天井川となっている甲府盆地では、氾濫すると家屋流失等の甚大な被害が発生しやすい
- ②天井川周辺の地域では、降雨時の排水不良に伴う内水被害が度々発生している
- ③急流河川であり、降雨のピークと洪水のピークとの間隔が短いため、被害発生までの時間が短い
- ④大規模洪水時には、土砂堆積により水位が上昇することがある
- ⑤甲府盆地は貯留型の氾濫形態であり、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる
- ⑥中流部の山間には、氾濫ブロックが多数点在し、ブロック毎の対応が必要
- ⑦下流部には加島平野が広がっており、拡散型の氾濫形態である

4. 現状の取組状況

富士川流域における減災対策について、各構成員が現在実施している課題は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング (a)	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する洪水予報を河川管理者と気象台が共同で発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている ○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、河川管理者から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている ●雨量・水位等の予測精度のさらなる向上が必要である ●ダム放流情報、洪水予報等の防災情報の意味やその情報により住民の取るべき行動について理解促進を図る必要がある ●実水害に備え、洪水対応演習などでホットラインを実演することが必要である ●人事異動等があるため毎年出水期前に洪水対応訓練を実施して情報伝達の演習を行う必要がある
避難指示等の発令基準 (b)	○避難指示等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している ○河川管理者と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難指示等の発令を行っている ○自治体によっては、避難指示等の発令に関する具体的な数値基準、対象区域が決まっていないところがある ●夜間や早朝における避難指示等が発令された場合、円滑かつ迅速な避難を行うための取組促進が必要である ●複数ハザードが同時進行することで、避難情報の発令基準や範囲が統一されず、自治体の判断が難しくなるため、基準整理や発令ルールの明確化が必要である ●関係機関と連携した流域タイムラインの作成・運用が不十分
避難場所・避難経路 (c)	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している ○河川管理者は、自治体が作成する洪水ハザードマップの作成支援を行っている ○避難を決断した際には内水等で既に周辺が危険になっていて円滑に避難できない場合や、避難中の被災、広域避難の必要性が

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)
	想定される ●現行のハザードマップの安全確保行動(水平・垂直避難、広域避難等)に関して、住民が適切に避難できないことが懸念される ●想定最大規模洪水や土砂災害、多段階の頻度別浸水深を考慮したハザードマップの作成が必要である ●甲府盆地の大部分が水害リスクの高い土地であることを踏まえ、広域避難実行の可能性もあるため、広域避難時の関係機関の対応体制や情報伝達体制の計画が必要である
住民等への情報伝達の体制や方法 (d)	○雨量、水位等の情報をホームページ、SNS、NHK・CATV のデータ放送、防災行政無線などにより伝達している ○大雨、暴風により防災行政無線や広報車からの情報が聞き取りにくい ○ホームページ、SNS 等の情報は、高齢者等要配慮者など一部の住民には伝わらないことが懸念される ○住民に危険性や切迫感を伝えられず、避難行動に結びついていないことが懸念される ●要配慮者等が特性に応じて正確に情報を受け取れるよう配慮するとともに、住民に危険性や切迫感が的確に伝わるよう、情報伝達方法を工夫する必要がある ●緊急速報メールが対象全ての地域になっていないため課題が残る
避難誘導体制 (e)	○避難誘導は、市職員、警察、水防団(消防団)が実施している ○市職員、警察、水防団(消防団)にて誘導しているが、人員は不足している ○地域における要配慮者の状況把握や避難支援について、体制整備が不十分である ●実効性の高い避難誘導体制を検討する必要がある ●要配慮者利用施設等に対する避難計画作成、避難訓練の実施の促進、誘導の実効性向上が必要である ●自主防災組織の充実などを図る必要がある
平時からの住民等への周知・教育・訓練 (f)	○ハザードマップ等の防災情報の配布、防災訓練、出前講座などを実施している ○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している ○ハザードマップ等の防災情報が認知されていない懸念がある ○施設の能力を超過した豪雨が発生する場合には、被害が発生す

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)
	ることが十分に住民に理解されていない ○自然災害伝承碑を地形図に登録、災害教訓を見える化
	●住民自ら避難行動を決断できるように、各種防災情報の入手方法及びマイ・タイムラインの作成を支援することが必要 ●住民が水防災に興味を持つように、広報ツールの作成や防災イベント、出前講座の開催などあらゆる機会を実施する ●施設の能力を超過した豪雨が発生する場合の浸水リスク情報の現地表示による周知や教育の場を設けることが必要となる

※各項目の課題記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)
河川水位等に係る 情報提供 (g)	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に則して「水防警報」を発令している ○ホームページ、データ放送等により雨量、水位及び気象情報を提供している ○市町の水防本部より水防団(消防団)に防災無線や消防無線、防災メール等で連絡している ●防災情報が住民に認知されていないおそれがある ●防災行政無線など屋外への放送手段が不足している ●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、危険箇所の特定・共有が難しい ●情報収集ツールが多様化しており、利用しやすいシステムの改良等、改善が必要である ●危機管理型水位計、簡易カメラが老朽化しているため、更新が必要 ●水位・流量観測技術の高度化が必要
河川の巡視 (h)	<事前の巡視> ○自治体、水防団(消防団)などと重要水防箇所の合同巡視を実施している ●重要水防箇所について、県、市町の職員、水防団(消防団)、地域の方への周知が不十分であることが懸念される <出水時の巡視> ○出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している ●河川によっては、洪水時の「浸透」「侵食」に関する監視体制が不十分であることが懸念される ●夜間の氾濫や同時多発的な被害発生時等、現地の状況を確実に把握する必要がある ●水防団の活動状況の把握が共有されていない ●出水中の巡視となるため、巡視員の安全確保の必要がある
水防資機材の整備 状況 (j)	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、防災ステーションなどに用意している ○洪水が発生した際に浸水を早期解消することを目的として、排水ポンプ車を効率的に運用するための排水作業準備計画書(案)を作成している ●資機材の補充等が的確に行われていない懸念がある

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)
水防活動の担い手不足 (k)	○水防巡視等の水防活動を行う水防団・消防団が避難誘導等の任務も担っている ○水防団(消防団)が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができないおそれがある ○水防団(消防団)と自主防災組織の連携が十分図られていない ●訓練や講習会を定期的実施し、担い手を育成していく必要がある ●消防団の重要性を知ってもらうことや外国人の活用や女性消防団の活性化など、多様な人材の確保に向けた活動が求められる
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 (m)	○水防計画または防災計画の初動規定(マニュアル)に基づき対応を行っている ○中心市街地や居住地区が水害リスクの高い区域に集中している ○水害リスクの高い地区にも関わらず高齢者や要配慮者が多く住んでいる区域がある ○災害時に必要な医療・福祉・行政機能が浸水リスク区域に立地している ○水害時には機能移転を行うが、大規模氾濫により移動経路が浸水する場合には、機能の低下・停止が懸念される ●庁舎1階部分に自家発電施設やサーバー室などがあり、大規模水害時に設備の水没などライフライン途絶で業務や事業が停止しないようにすることが課題である ●災害拠点病院等へ水害時の確実な情報伝達

※各項目の課題記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題(○:現状、●:課題)
排水施設、排水資 機材の操作・運用 (n)	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検及び操作訓練を行っている ○自治体が管理する排水施設は、市職員もしくは水防団(消防団)等に委託して管理・操作を行っている ○資機材の調達方法、ルートの確立が十分ではない ○決壊シミュレーション訓練の実施により破堤時の対応を確認 ●資機材の調達方法や調達ルートを把握していない職員が生じな いよう、平時から確認する機会を設ける必要がある ●施設操作員への教育体制を確保し、水害発生に対応した出動・操 作体制の確保 ●災害対策車両等の操作講習会の継続的实施

5. 減災のための目標

本協議会は、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するため、流域のあらゆる関係者による対策の一層の充実を図る「流域治水プロジェクト」のうち、「避難・水防対策」を着実に実施するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

【5年間で達成すべき目標】

土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、多機関連携により「逃げ遅れゼロ」や、防災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、以下の項目を実施する。

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組

6. 概ね 5 年で実施する取組

氾濫の発生を前提として、大規模減災協議会および流域治水協議会が推進する、ソフト対策に重点を置いた「避難・水防対策」に関し、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

流域のあらゆる関係者が連携して、災害からの被害を防止・軽減するために取組を実施していくこととしており、本協議会では、流域治水を計画的に推進するための検討・実施状況の確認等を行う流域治水部会との協議・情報共有を行いながら、減災対策に係る取組を実施する。

各参加機関が実施する対策のうち、取組項目・目標時期・取組機関については、次頁のとおりである。

◆被害対象を減少させるための対策

(1) 土地の水災害リスク情報の充実

① 水災害リスク情報の充実

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
1. 浸水想定区域図や水害リスクマップ、多段階浸水想定図の活用、周知による水災害リスクの提供	平時からの住民等への周知・教育・訓練 (f)	令和8年度から実施	国土交通省、山梨県、静岡県、市町
2. まるごとまちごとハザードマップ等の災害リスクの現地表示	平時からの住民等への周知・教育・訓練 (f)	引き続き実施	国土交通省、山梨県、静岡県、市町、鉄道事業者

② 地域の水防体制の強化

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
3. 重要水防箇所の見直し	河川の巡視 (h)	引き続き実施	国土交通省、山梨県、静岡県
4. 防災計画に基づく水防資機材の配備	水防資機材の整備状況 (j)	引き続き実施	国土交通省、山梨県、静岡県、市町、鉄道事業者
5. 共同点検・合同巡視の実施	河川の巡視 (h)	引き続き実施	国土交通省、山梨県、静岡県、市町
6. 水防関係者間が連携した水防訓練・研修等の実施	避難誘導体制 (e) 水防活動の担い手不足 (k)	引き続き実施	国土交通省、山梨県、静岡県、市町、鉄道事業者
7. 水防活動の担い手となる水防団・消防団員等の確保	避難誘導体制 (e) 水防活動の担い手不足 (k)	引き続き実施	山梨県、静岡県、市町
8. 自主防災会の強化・育成等、共助の取組促進	水防活動の担い手不足(k)	引き続き実施	国土交通省、山梨県、静岡県、市町
9. 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 (m)	引き続き実施	市町、

- (2) あらゆる機会を活用した水災害リスク情報の提供
- ① 土地等の購入にあたっての水災害リスク情報の提供
流域治水協議会の対象

(3) 避難体制等の強化

① 洪水・高潮予測の配信方法の充実・高度化

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
10. 観測体制の充実や予測技術の高度化	河川水位等に係る情報提供 (g)	引き続き実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町
11. 情報収集におけるシステムやDXツールの活用	河川水位等に係る情報提供 (g)	引き続き実施	国土交通省 山梨県、静岡県、 市町
12. 防災施設の機能に関する情報提供の充実	住民等への情報伝達の体制や方法 (d) 平時からの住民等への周知・教育・訓練 (f)	引き続き実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町、 鉄道事業者
13. 防災情報の充実や表現の工夫	住民等への情報伝達の体制や方法 (d)	引き続き実施	国土交通省、 気象庁、 山梨県、静岡県、 市町
14. デジタル技術による災害情報の発信	住民等への情報伝達の体制や方法 (d)	引き続き実施	国土交通省、 気象庁、 山梨県、静岡県、 市町、 鉄道事業者

② ハザードマップやマイ・タイムライン等の策定

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
15. ハザードマップの作成・活用・更新・改善	避難場所・避難経路 (c)	引き続き実施	市町
16. マイ・タイムラインの作成・活用の促進	平時からの住民等への周知・教育・訓練 (f)	引き続き実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町

③ 安全な避難先の確保

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
17. 避難所、避難場所等の確保、更新	避難場所・避難 経路 (c)	令和 8 年 度から実 施	山梨県、静岡県、 市町

④ 広域避難体制の構築

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
18. タイムラインの作成・見直し・検証	避難指示等の 発令基準 (b)	引き続き 実施	国土交通省、 気象庁、 山梨県、静岡県、 市町、鉄道事業者
19. 広域避難体制の構築	避難場所・避難 経路 (c)	引き続き 実施	国土交通省、 山梨県、市町

⑤ 住民の主体的な避難行動につながるための平時の取組等

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
20. 避難指示等発令に係る対象区域・判断 基準等の確認及びタイムライン等への 反映	避難指示等の 発令基準 (b)	引き続き 実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町
21. 防災計画の確認、更新	避難指示等の 発令基準 (b)	令和 8 年 度から実 施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町
22. ダム放流情報を活用した避難体系の確 立	洪水時における 河川管理者から の情報提供等 の内容及びタイ ミング (a)	引き続き 実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町
23. ホットライン体制の確認	洪水時における 河川管理者から の情報提供等 の内容及びタイ ミング (a)	引き続き 実施	国土交通省、市町
24. 洪水対応情報伝達演習の実施	洪水時における 河川管理者から の情報提供等 の内容及びタイ ミング (a)	引き続き 実施	国土交通省、 気象庁、 山梨県、静岡県、 市町

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
25. 要配慮者利用施設の避難計画の作成 及び訓練の促進	避難誘導體制 (e)	引き続き 実施	国土交通省、 気象庁 山梨県、静岡県、 市町
26. 住民に向けた川の防災情報、浸水ナビ 等の情報提供ツールの活用、周知	平時からの住民 等への周知・教 育・訓練 (f)	引き続き 実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町
27. 防災教育の実施	平時からの住民 等への周知・教 育・訓練 (f)	引き続き 実施	国土交通省、 気象庁、 山梨県、静岡県、 市町
28. 災害の伝承	平時からの住民 等への周知・教 育・訓練 (f)	引き続き 実施	国土交通省、市町

(4) 経済被害の軽減
流域治水協議会の対象

(5) 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化

取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関(想定)
29. 水防関係者間での連携、協力、安全確 保に関する検討	河川の巡視 (h)	引き続き 実施	国土交通省 山梨県、静岡県、 市町 鉄道事業者
30. 排水機場、樋門、水門の操作情報の確 認・改善及び訓練の実施	排水施設、排水 資機材の操作・ 運用 (n)	引き続き 実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町
31. 災害対策車両・機器の確認・改善及び 訓練の実施	排水施設、排水 資機材の操作・ 運用 (n)	引き続き 実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町
32. 業務継続計画・事業継続計画(BCP)の 策定・更新	自治体庁舎、災 害拠点病院等 の水害時にお ける対応 (m)	引き続き 実施	国土交通省、 山梨県、静岡県、 市町、 鉄道事業者

(6) 関係者と連携した治水機能の保持
流域治水協議会の対象

(7) 河川防災ステーションの整備
流域治水協議会の対象

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。